課外活動場所としての吉田南4号館の使用について

【ご意見・ご要望】(投稿日:2023年3月6日)

大学公認のサークルに所属しているものです。

コロナ2019の感染拡大以前は吉田南4号館を活動場所として、使用していましたが、感染拡大に伴い、使用が禁止され、学外の有料の施設の利用を余儀なくされました。しかし、昨年度から、京都市は市内のいきいき活動センターなどの施設の利用料金を大幅(最大6倍)に値上げし、われわれの経済的負担が大きくなっています。このような現状を踏まえ、吉田南4号館の使用開始はいつごろになりそうでしょうか?

【回答】(回答日:2023年3月29日)

(回答部署:教育推進,学生支援部厚生課、国際高等教育院、吉田南構内共通事務部)

吉田南 4 号館の教室利用については、授業での衛生環境等の確保のため、現在関係部署にて協議を行っておりますので、もうしばらくお待ちいただくようお願いします。

全学公認団体の活動場所については、厚生課課外活動掛に直接ご相談ください。